

重要事項説明書 「社会人の責任」保険(交通事故傷害保険)

(契約概要・注意喚起情報)

幹事保険会社 チューリッヒ保険会社 取扱代理店 総合保険センター

本書は、引受保険会社であるチューリッヒ保険会社が作成・監修し、お客様にご案内するものです。保険契約者・被保険者（補償の対象となる方）が必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解くださいますようお願い申し上げます。また本書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細につきましては、ご契約後にWEBサイト上のマイページよりご覧いただける「ご契約のしおり」を十分にご覧いただき、一緒に保管ください。

契約概要

1. 商品の仕組み

約款構成

交通事故傷害保険（交通事故傷害保険賠償責任危険補償特約・賠償事故の解決に関する特約・天災危険補償特約・共同保険に関する特約・インターネットによる契約に関する特約・クレジットカードによる保険料支払に関する特約）です。

各保険の仕組み

「交通事故傷害保険」

被保険者が、交通事故・自動車火災等によりケガをした場合に保険金をお支払いします。

「交通事故傷害保険賠償責任危険補償特約」

被保険者および被保険者と生計を共にするご家族が、日常生活で他人を死傷させたり他人の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。

2. 補償内容

次ページ表にて「保険金をお支払いする場合、お支払いできない主な場合」の事由をご説明します。詳細については、ご契約後にWEBサイト上のマイページよりご覧いただける「ご契約のしおり」等をご確認ください。

●「この保険における事故」とは次のようなものをいいます。

【交通事故】

運行中の交通乗用具（自動車・自転車・電車・航空機・船舶等）との接触・衝突等の交通事故。また運行中の交通乗用具に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故。

【駅改札内での事故】

乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの間に起きた事故。

【道路通行中の次の事故】

作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故。

【交通乗用具の火災】

交通乗用具の火災事故。

●「交通乗用具」とは次のようなものをいいます。

①軌道上を走行する陸上の乗用具：自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト

②軌道を有しない陸上の乗用具：自動車（スノーモービルを含みます）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両によりけん引される車、そり、身体障害者用車いす、ベビーカー、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります）

③空の乗用具：航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）、ジャイロプレーン）

④水上の乗用具：船舶（ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます）およびボートを含みます）

⑤その他の乗用具：エレベーター、エスカレーター、動く歩道

●ケガとは交通事故傷害保険における事故により身体に被った傷害をいいます。

3. 保険期間

保険期間は1年間です。補償は保険始期日*の午前0時から始まり、1年後の応当日の午後4時に終了となります。

以降、保険契約者またはチューリッヒ保険会社から書面でのお申出がない限り、この保険は被保険者が満75歳になるまで自動的に更新されます。継続のご案内については、保険期間が終了する3カ月前までにご登録Eメールアドレス宛に通知いたします。なお、継続保険料はご指定のクレジットカードでのお支払いとなります。

*保険始期日は、最短で申込日の3日後からご指定いただけます。

4. 引受条件

1) 契約資格

《保険契約者》満20歳以上の方がお申込みいただけます。

《被保険者》保険始期日時点の年齢が満70歳までの方となります。

ただし、タクシードライバー、トラック運転手等を職務として交通乗用具に搭乗する方はご契約いただけません。詳しくは取扱代理店にお問合せください。

2) 被保険者の範囲（この保険の補償の対象となる方を被保険者といいます）

「交通事故によるケガ」の被保険者は、お申込手続き画面の「被保険者欄」にご入力された方となります。「賠償責任補償」の被保険者については、下記のとおりです。

- ①被保険者本人（お申込手続き画面の「被保険者欄」にご入力された方）
- ②被保険者本人の配偶者
- ③被保険者本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ④被保険者本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

3) ご契約プランについて

ご契約プランをお選びいただく際には、年齢や年収等をご案内いただき、必要な補償額に見合った無理のないプランをお選びください。

なお、すでにこの保険と同種の保険金支払いを受けられる他の保険契約等にもご契約の方は、両方の保険金額（補償額）を合計してご提案ください。チューリッヒ保険会社と他社等の保険金額（補償額）の合計額によっては、ご契約をお引受けできない場合がございますことをあらかじめご了承ください。

(注) 死亡・後遺障害保険金の保険金額について以下のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他にご契約いただいている同種の保険契約（3ページ注意喚起情報を参照）と合算して1,000万円が限度となりますのでご注意ください。

- ・保険始期日時点で被保険者の年齢が満15歳未満の場合
- ・保険契約者と被保険者が相違する場合で、被保険者の同意がない場合

4) 保険金額と保険料について

保険料は、保険金額と保険期間によって決定されます。各プランにおける保険金額と保険料については、お申込手続き画面の該当箇所をご参照ください。なお、保険料は保険期間を通して変わりませんが、継続契約については保険会社が特に必要と認められた場合に、主務官庁の認可を得て、将来に向かって変更される場合があります。

5. 保険料の払込方法

インターネットからのお申込みは、クレジットカードでのお支払いのみとなります。クレジットカード決済日はご指定いただいたクレジットカード会員規約によります。

6. 解約返戻金の有無

解約は、まずお電話等でお申出いただけます。手続き書類をお送りしますので、解約依頼書類にご記入の上、ご返送いただけます。

ご契約途中で解約された場合の返戻金は払込保険料の合計額よりも少ない金額になります。特に満期近くで解約された場合の返戻金はまったくないか、あってもごくわずかとなります。

7. 満期返戻金・配当金

この保険には、満期返戻金・配当金はありません。

保険金をお支払いする場合、お支払いできない主な場合

		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
他人への賠償（国内のみ補償）	賠償責任保険金	<p>日本国内において被保険者が次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合。</p> <p>①被保険者本人の住居用かつ保険証券記載の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>②被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故（注）住宅以外の不動産の所有・使用・管理を除きます。</p> <p>●被保険者が破産・倒産した場合であっても、被害者が他の債権者等に優先して保険金から被害回復を受けられる先取特権があります。 ※1</p> <p>【示談交渉サービス】</p> <p>被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、チューリッヒ保険会社は被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士を選任を含みます）を行います。ただし下記の場合には、チューリッヒ保険会社は相手方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも相手の方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。</p> <p>①被保険者が負担する損害賠償請求の総額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合</p> <p>②相手の方がチューリッヒ保険会社と直接、折衝することに同意しない場合</p> <p>③相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者がチューリッヒ保険会社への協力を拒んだ場合</p>	<p>損害賠償金および費用（応急手当、護送費用、訴訟費用等）の合計額を保険金としてお支払いします。</p> <p>●賠償責任補償は過失割合に基づき支払われます。</p> <p>●損害賠償金については、1回の事故につき、保険金額を限度とします。</p> <p>●賠償金額等の決定には、事前に保険会社の承認が必要です。</p> <p>●保険会社があらかじめ認めた応急手当、護送その他緊急措置に要した費用等は保険金額にかかわらずお支払いしますが、訴訟費用、弁護士報酬、または仲裁、和解もしくは調停費用については、一部お客様負担となる場合があります。</p> <p>●他の保険契約等がある場合でもお支払いすべき額をお支払いします。ただし、他の保険契約等により優先して支払われる場合または支払われた場合には、それらの合計額を差引いた額に対してのみお支払いします。</p>	<p>下記を原因とする事故により生じた損害については、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者または被保険者の故意に起因する賠償責任</p> <p>②戦争・武力行使・内乱・暴動等に起因する賠償責任</p> <p>③地震・噴火、これらによる津波に起因する賠償責任</p> <p>④核燃料物質等の放射性、爆発性等の有害な特性に起因する賠償責任</p> <p>⑤職務遂行に直接起因する賠償責任（アルバイトを含む仕事上の賠償責任）</p> <p>⑥被保険者と同居する親族に対する賠償責任</p> <p>⑦借りた物、預かった物に対する賠償責任</p> <p>⑧自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、銃器（空気銃を除きます）等の所有、使用または管理に起因する賠償責任</p> <p>⑨試合中に相手にケガを負わせた場合等、スポーツ等のルールに基づいて起きた事故</p> <p>⑩被保険者の心神喪失に起因する賠償責任等</p>
	ご自身のケガ（天災危険補償付き・国内外補償）	入院保険金	<p>被保険者が、「この保険における事故」でのケガが原因で治療のために入院した場合。</p>	<p>次のとおり保険金をお支払いします。</p> <p>入院保険金日額×入院日数</p> <p>●事故の発生の日からその日を含めて180日までを限度とします。</p> <p>●入院保険金が支払われる期間中、別の事故で新たなケガをさせても重複してお支払いできません。</p>
手術保険金		<p>被保険者が、「この保険における事故」でのケガが原因で治療のために事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合。</p>	<p>次のとおり保険金をお支払いします。</p> <p>①入院中に手術を受けた場合：入院保険金日額の10倍</p> <p>②上記以外で手術を受けた場合：入院保険金日額の5倍</p> <p>●1事故によるケガについて、1回の手術を限度とします。（①と②の手術を受けた場合は、①を適用）</p> <p>●手術とは公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為および先進医療に該当する診療行為をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術、抜歯手術はお支払い対象となりません。</p>	
通院保険金		<p>被保険者が、「この保険における事故」でのケガが原因で通院した場合（往診日を含みます）。</p>	<p>次のとおり保険金をお支払いします。</p> <p>通院保険金日額×通院日数</p> <p>●通院しない場合においても、長管骨、脊柱、長管骨を含めた上下肢の3大関節部分にギプス等を常時装着したときは通院日に含めることがあります。</p> <p>●事故の発生の日からその日を含めて180日までの期間中で最高90日分をお支払い限度とします。</p> <p>●入院保険金が支払われる期間中に重複してはお支払いできません。</p> <p>●本保険金が支払われる期間中、別の事故で新たなケガをさせても重複してお支払いできません。</p> <p>●治療を伴わない、薬剤・診断書・医療器具等の受領等のためのものは通院日に含まれません。</p>	
死亡保険金		<p>被保険者が、「この保険における事故」でのケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。 ※3</p>	<p>保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。</p> <p>●すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。</p>	
後遺障害保険金		<p>「この保険における事故」でのケガが原因で、被保険者に事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。 ※3</p>	<p>後遺障害の程度（第1級～第14級）に応じて、保険金額を限度に次のとおり保険金をお支払いします。</p> <p>保険金額×4%～100%</p>	

※1 賠償責任保険金の被保険者の範囲

- ①被保険者本人
- ②被保険者本人の配偶者
- ③被保険者本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ④被保険者本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

※2 酒気帯び運転中とは、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間をいいます。

※3 保険期間を通じてお支払いする死亡保険金と後遺障害保険金の合計は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

●「この保険における事故」および「交通乗用具」については1ページ「2.補償内容」の各項目をご確認ください。

注意喚起情報

1. ご契約の取消について(クーリングオフ)

クーリングオフとは、お申込人または保険契約者が、お申込みから一定期間であれば、ご契約の撤回等が行える制度です。しかしながら、本契約はインターネットによる契約に関する特約を付帯した契約であるため、クーリングオフの適用対象外となっておりますので、あらかじめご了承ください。なお、万一、保険始期日前にご契約の取消をされる場合は、取扱代理店までご連絡ください。

2. 契約締結時における主な注意事項

1) ご契約時に重要な事項をお申し出いただく義務(告知義務)について

お申込手続き画面に★印を付けた記載事項(「告知事項」)について知っている事実がご入力されていない場合または事実と異なっている場合には、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがあります。その他の記載事項も含め、お申込手続き画面のご入力にあたっては十分ご注意ください。なお、この保険の告知事項は、ご契約されている「他の保険契約等」等となります。

●「他の保険契約等」とは、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、所得補償保険、積立普通傷害保険、積立家族傷害保険、積立ファミリー交通傷害保険等の傷害保険等、この商品と補償内容が全部または一部が同じ保険契約・共済契約をいいます。

2) 死亡保険金受取人について

死亡保険金受取人は、法定相続人となります。

3) 保険会社によるご契約の解除について

以下に該当する場合、この契約および特約を解除することがあります。また、これらの場合には保険金の全部または一部をお支払いいたしません。

- ・故意に損害等が発生させた場合
- ・保険金の請求について詐欺を行った場合
- ・保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・複数の保険契約を締結されることで保険金額等の合計が著しく高額となる場合 等

4) 補償の重複について

次表の特約等のご契約にあたり、補償内容が同様の保険契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます)が複数ある場合、補償が重複することがあります。この場合、特約の対象となる事故が起こったときはどの保険契約からでも補償されますが、いずれかの保険契約からは保険金が支払われない場合があります。なお、本商品はセットプランのみの販売となるため、万一補償範囲が重複する場合でも、その補償のみを削除することができませんので、あらかじめご了承ください。

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
交通事故傷害保険の賠償責任補償	自動車保険の個人賠償責任危険補償特約

3. 契約締結後における主な注意事項

ご契約後にご契約内容の変更が生じた場合には、すみやかにご連絡ください。

1) 保険契約者の住所について

ご契約後、保険契約者がお申込み時の住所を変更した場合は、すみやかにご通知ください。

2) 被保険者の氏名について

ご契約後、被保険者が婚姻等によりお申込み時の氏名を変更した場合は、すみやかにご通知ください。

4. 保険期間について

この保険は、保険証券記載の保険期間初日(保険始期日)から補償が始まります。保険始期日につきましては、今一度1ページの「3. 保険期間」の内容またはご契約後に送付する「保険証券」等をご確認ください。

5. 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

この保険の各補償では、所定の事由によって生じたケガや病気に対しては保険金をお支払いできませんので、今一度、2ページの「保険金をお支払いできない主な場合」に記載された事由をご確認ください。

免責事由の詳細は、ご契約後にWEBサイト上のマイページよりご覧いただける「ご契約のしおり」の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

6. 契約の解除等について

保険料のお支払いがない場合、契約が解除となることがあります。また、その場合いかなる傷害(ケガ)・賠償事故に対しても、保険金等をお支払いできません。

7. 解約と解約返戻金

解約は、まずお電話等でお申し出いただけます。手続き書類をお送りしますので、解約依頼書類にご記入の上、ご返送いただけます。

ご契約途中で解約された場合の返戻金は払込保険料の合計額よりも少ない金額になります。特に満期近くで解約された場合の返戻金はまったくないか、あってもごくわずかとなります。

8. 損害保険契約者保護機構について

引受保険会社の経営が破綻した場合等保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金・返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が消滅されることがあります。経営破綻に陥った場合、この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となります。保険期間1年以内の交通事故傷害保険の場合は、返戻金についてはその80%が保護され、保険金については破綻後3カ月間はその全額が、それ以降はその80%が保護されます。保険期間1年を超える交通事故傷害保険は保険金・返戻金の90%が保護されます。

9. 共同保険について

この保険契約は、お申込手続き画面記載の引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社はそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の権利を有し、義務を負います。幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。保険の引受割合はお申込手続き画面に記載のとおりです。引受割合は変更になる場合がありますが、保険証券で確定割合をお知らせします。確定割合をご了承いただけない場合、ご契約の取消が可能です。

10. 個人情報の取扱いに関するご案内

1) お知らせいただいた情報の利用目的について

お客様からいただいた情報は、お申込みの保険に係る引受、適正な保険金の支払い、お問合せやご依頼への対応のため引受保険会社に提供されるほか、総合保険センターから、ご家族の健全な日常生活に関わる各種リスク情報サービス等、生活に役立つ情報のご提供を差し上げることがあります。お客様が情報サービスの提供をご希望されない場合は、取扱代理店までお申出ください。以降、情報サービスを中止させていただきます。

2) お知らせいただいた情報の提供について

次の場合を除いて、あらかじめお客様の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託等に提供する場合
- (3) 不正または不当な保険契約の申込みおよび保険金請求を防止するために必要な場合
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (5) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (6) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

総合保険センター、またそれぞれの提携先企業等の一覧、総合保険センターにおける個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、総合保険センターにおける個人情報の取扱いについては、総合保険センターホームページ(<https://www.sougouhoken.jp>)をご覧ください。

3) 幹事保険会社への個人情報の提供について

総合保険センターは、幹事保険会社(チューリッヒ保険会社)に本契約申込に関する個人情報を提供します。また、チューリッヒ保険会社における個人情報の取扱いは以下のとおりとなります。

●保険会社の個人情報の取扱いについて(プライバシーポリシー)

本保険契約に関する個人情報は、チューリッヒ保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、チューリッヒ保険会社が他の商品・サービスの提供のために利用することがあります。

また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、保険金の請求・支払いに関する関係先、再保険会社等に提供することがあります。詳しくは、チューリッヒ保険会社のホームページ(www.zurich.co.jp)をご覧ください。

11. ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、契約締結及び事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。

確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明な点は、チューリッヒ保険会社にお問合せください。

(注) 具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者、保険金額、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

12. 保険金をお支払いする事由が発生した場合の連絡先

保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記にご連絡ください。

取扱代理店 総合保険センター

フリーダイヤル：0120-727-889

受付時間：午前10時～午後6時 土・日・祝日除く（水曜日は午後3時まで）

1) 事故の通知について

事故の発生の日から30日以内にご通知がない場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。なお、事故発生の際に保険契約および保険金請求に関する事故について、損害保険会社等間で確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

2) ご注意いただきたい点

あらかじめチューリッヒ保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合には、遅滞なくチューリッヒ保険会社に通知してください。

3) 保険金のお支払い時期について

チューリッヒ保険会社は保険金の請求（手続）完了日から、その日を含めて30日以内に必要事項の確認をした後、保険金をお支払いします。ただし、保険金のお支払いに関して特別な照会または調査が必要な場合、30日を超過することがあります。その際は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を、チューリッヒ保険会社から通知いたします。

13. 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

商品に関するお問合せ先

取扱代理店 総合保険センター

フリーダイヤル：0120-873-945

受付時間：午前10時～午後6時 土・日・祝日除く（水曜日は午後3時まで）

●お客様とチューリッヒ保険会社との間で問題を解決できない場合（チューリッヒ保険会社の契約する指定紛争解決機関）

チューリッヒ保険会社は、法律で定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。チューリッヒ保険会社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。詳細は下記ホームページをご覧ください。

一般社団法人保険オンブズマン TEL：03-5425-7963

（受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時 土・日・祝日除く）

ホームページ：<http://www.hoken-ombs.or.jp/>

「社会人の責任」保険 申込み内容チェックシート（意向確認書）

この意向確認書はお申込みいただく保険商品がお客様のご意向（ニーズ）に合致した商品であることを確認いただくためのものです。

下記内容を十分ご確認ください、お客様のご意向（ニーズ）に合致してありましたら、お申込手続き画面に必要事項をご入力いただき、お申込みくださいますよう、お願い申し上げます。

保険種類	交通事故傷害保険	
主な補償内容	以下は主な補償内容です。詳しくは「WEBサイト」または「保険証券」でご確認ください。	
	・交通事故によるケガの死亡・後遺障害補償	・交通事故によるケガの入院補償
	・交通事故によるケガの手術補償	・交通事故によるケガの通院補償
	・法律上の賠償責任を負われた場合の補償	
この商品では補償されない主な内容	交通事故以外の日常生活上のケガおよび病気の補償	
満期返戻金・配当金	この商品には満期返戻金・配当金はありません。	
保険料・保険金額・保険期間	「WEBサイト」または「保険証券」をご確認ください。	

●今回ご案内する保険商品は、補償内容、保険金額を限定してご案内するものです。もし、お客様のご意向（ニーズ）に沿わない場合にはお申込みいただけません。また、ご案内した商品以外の内容ではお引受けすることができません。ご不明な点等がございましたら弊社までご連絡ください。

●重要事項説明書（契約概要/注意喚起情報）には保険金をお支払いする場合と、お支払いできない主な場合等、商品内容の詳細が記載されておりますので、お申込みの際にこの意向確認書と一緒にご確認ください。

●お申込みいただいた場合、この意向確認書はお客様のご意向の記録となります。

本書面作成責任者：チューリッヒ保険会社
AKKS-19001